

令和4年12月5日

広島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

広島市農業委員会
会長 福島 幸治

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、広島市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行う。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率0.5%以下の維持

区 分		管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状	令和2年3月	2,630ha	16.5ha	0.6%
	令和3年3月	2,620ha	15.5ha	0.6%
	令和4年3月	2,540ha	13.2ha	0.5%
3年後の目標 (令和7年3月)		遊休農地の割合 0.5%		

*1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

*2 遊休農地の面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する農地の総面積

【参考】

区 分		遊休農地面積 (B=前年+C-D)	遊休農地 新規発生面積(C)	遊休農地 減少面積(D)
現 状	令和2年3月	16.5ha	2.5ha	6.1ha
	令和3年3月	15.5ha	2.1ha	3.1ha
	令和4年3月	13.2ha	4.5ha	6.7ha

【目標設定の考え方】

毎年、遊休農地率 0.5%以下の維持とする。

遊休農地は全国的に増加傾向にあり、本市においても過去3ケ年間の利用状況調査結果を見ると、概ね13haから16ha（0.5%から0.6%）の間で推移している。

このため、今後、遊休農地の解消と発生防止に取り組み、現状の維持の遊休農地率 0.5%以下を維持する目標とする。

（2）遊休農地解消の具体的な取り組み方法

ア 解消の取組は、1人1筆解消運動の実施。

農業委員19名及び農地利用最適化推進委員42名が1人1筆解消運動として、1年間1人1筆の遊休農地の解消を図る。

イ 農地の有効活用の推進

利用状況調査により、将来遊休化が危惧される保全管理地（不作付地）を把握するとともに、所有者への働きかけのほか、農地中間管理機構への貸付や新規就農者への農地あっせん等、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して農地の有効活用を図る。

ウ 非農地判断について

荒廃農地については、現況に応じて速やかに、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 令和7年度 農地集積率 15.8% (毎年 58ha)

区 分		管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状	令和2年3月	2,630ha	211.9ha	8.1%
	令和3年3月	2,620ha	222.0ha	8.5%
	令和4年3月	2,540ha	226.4ha	8.9%
3年後の目標 (令和7年3月)		2,540ha	400.4ha	15.8%

* 1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

* 2 担い手（①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準達成者、④特定農業団体等）へ利用集積等されている農地の総面積

【参考】

区 分	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手				
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準達成者	特定農業団 体等	計
現 状	令和2年3月	109 経営体	17 経営体	3 経営体	1 経営体	130 経営体
	令和3年3月	107 経営体	17 経営体	5 経営体	2 経営体	131 経営体
	令和4年3月	104 経営体	20 経営体	5 経営体	2 経営体	131 経営体

* 1 総農家数、主業農家数は、2020年農林業センサスの数値

区 分		集積面積 (担い手数) (B=前年+C-D)	集積面積 (新規担い手数) (C)	減少面積 (減少担い手数) (D)	前年度からの 増減 (C-D)
現 状	令和2年3月	211.9ha (130 経営体)	21.5ha (4 経営体)	10.3ha (3 経営体)	11.2ha (1 経営体)
	令和3年3月	222.0ha (131 経営体)	15.3ha (4 経営体)	5.2ha (2 経営体)	10.1ha (2 経営体)
	令和4年3月	226.4ha (131 経営体)	6.1ha (4 経営体)	1.7ha (4 経営体)	4.4ha (0 経営体)

* 1 集積面積は、新規担い手面積と担い手の規模拡大面積

* 2 減少面積は、減少担い手面積と担い手の規模縮小面積

【目標設定の考え方】

担い手への農地利用集積面積を毎年 58ha とする。

本市においては、令和元年3月(204.5ha)から令和4年3月(226.4ha)の間に、担い手への集積面積が21.9ha(年平均7.3ha)増加している。広島県より令和12年度を目標に、集積率29.3%、集積面積523haの配分があり、単年度の目標面積を毎年58haとし、集積面積の増加を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

ア 毎年、“ひろしま活力農業経営者”育成事業の新規就農者に必要な農地を1人当たり約1.0ha確保する。

イ 認定農業者や認定新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。

ウ このため、① 担い手と意見交換を行うなど連携を進め、規模拡大の意向を把握する。

② 利用状況調査時にあっせん可能な優良農地の把握に努める。③ 規模拡大に必要な農地をあっせんできるように、所有者の意向を確認する。④ 地域での話し合いを通じて、支援体制を構築する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 毎年 28 経営体

区 分		新規参入者数(個人) (新規参入取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入取得面積)	計
現 状	令和 2 年 3 月	21 人 (6.2ha)	1 法人 (0.3ha)	22 経営体 (6.5ha)
	令和 3 年 3 月	35 人 (10.2ha)	2 法人 (0.8ha)	37 経営体 (11.0ha)
	令和 4 年 3 月	24 人 (5.4ha)	1 法人 (0.1ha)	25 経営体 (5.5ha)
3年後の目標 (令和 7 年 3 月)		毎年 28 経営体		

内 訳	ひろしま活力 農業経営者	スローライフで夢づく り新規就農者等	その他の 新規就農者	計
3年間の目標	5 人 (4.0ha)	10 人 (0.8ha)	69 経営体 (18.2ha)	84 経営体 (23.0ha)

【参考】

内 訳		ひろしま活力 農業経営者	スローライフで夢づく り新規就農者	その他の 新規就農者	計
現 状	令和 2 年 3 月	1 人 (0.6ha)	2 人 (0.3ha)	19 経営体 (5.6ha)	22 経営体 (6.5ha)
	令和 3 年 3 月	3 人 (3.0ha)	6 人 (0.7ha)	28 経営体 (7.3ha)	37 経営体 (11.0ha)
	令和 4 年 3 月	3 人 (2.3ha)	1 人 (0.2ha)	21 経営体 (3.0ha)	25 経営体 (5.5ha)
	計	7 人 (5.9ha)	9 人 (1.2ha)	68 経営体 (15.9ha)	84 経営体 (23.0ha)

【目標設定の考え方】

.....新規参入を毎年 28 経営体とする。.....

.....本市においては、令和 4 年から 3 年の間に、「ひろしま活力農業経営者」5 人及び「スローライフで夢づくり新規就農者」等※ 10 人の参入がある見込みである。これにその他の新規就農者を加え、3 年間で 8.4 経営体（過去 3 ケ年の実績と同じ）の確保を目標にする。.....

.....※令和 5 年度以降は、広島市農業振興センターにて、定年帰農者や農業後継者、半農半 X 等の多様な担い手を育成する研修を実施予定.....

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

ア 毎年、ひろしま活力農業新規就農者及びスローライフで夢づくり新規就農者等へ農地を
あっせんするとともに、地域に定着できるよう就農支援を積極的に行う。

イ 窓口等における新規参入希望者へは、意向に応じた農地の紹介を行うとともに、就農
後も地域において支援・相談活動を行う。

ウ 地域での話し合いを通じて、新規就農者の支援体制を構築する。

エ 農地中間管理機構との情報交換を積極的に行い、連携を密にする。

オ 市の実施する新規参入研修のPRを積極的に行う。